

名古屋市鯉城学園指定管理者コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市鯉城学園（以下「鯉城学園」という。）の指定管理者の指定の申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指定申請にあたっての提出書類）

第 2 条 指定管理者の指定の申請にあたっては、名古屋市鯉城学園指定管理者募集要項に規定する提出書類に加えて、次に掲げる書類を指定管理者指定申請書の提出までに市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第 1 号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

（2）コンソーシアムの指定申請書の提出及び協定の締結の権限についての委任状（第 2 号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第 1 項第 3 号の協定書は、別添「コンソーシアム（共同事業体）協定書準則」を参考として、作成するものとする。

（責任分担割合）

第 3 条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第 4 条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要領は平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 25 年 5 月 20 日から施行する。